

○ 農林水産省告示第六百八十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第一百五十二条の三の三第二項及び農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第四十七条の八第二項の規定に基づき、特定農作物共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則（平成十二年三月三十一日農林水産省告示第四百八十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年三月二十九日

農林水産大臣 鹿野 道彦

第一項中「（水稻については政府以外に売り渡す農作物（加工用に供するものを除く。）を政府に売り渡す農作物として取り扱うものとする。以下同じ。）」を削り、第四項中「北海道統計・情報事務所統計・情報センター、北海道統計・情報事務所、沖縄総合事務局統計・情報センター」を「地方農政事務所統計・情報センター、地方農政事務所統計部、北海道農政事務所統計・情報センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター」に改める。

附 則

この告示による改正後の特定農作物共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則第一項の規定は、平成二十三年産の農作物に係る農作物共済の共済関係から適用するものとし、平成二十二年産以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。